

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、近年設置された在外公館の設置後の状況変化、業務の実施体制及び実施状況等を調査し、その合理化及び効率化に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 行政評価・監視対象機関

外務省

(2) 関連調査等対象機関

在留邦人団体、在外日本企業等

3 担当部局

行政評価局

4 実施期間

平成21年4月～22年5月

[調査対象在外公館・事務所]

○ 平成8年度から21年度の間に設置された大使館

在クロアチア大使館、在アゼルバイジャン大使館、在スロバキア大使館、在スロベニア大使館、在東ティモール大使館、在モザンビーク大使館、在アンゴラ大使館、在リトアニア大使館、在ボスニア・ヘルツェゴビナ大使館、在ラトビア大使館、在グルジア大使館、在エストニア大使館、在キルギス大使館、在マラウイ大使館、在ボツワナ大使館、在マリ大使館、在ブルキナファソ大使館、在モーリタニア大使館、在ベナン大使館、在ルワンダ大使館、在ミクロネシア大使館、在トンガ大使館、在パラオ大使館

○ 平成8年度から21年度の間に設置された総領事館

在ユジノサハリンスク総領事館、在済州総領事館、在チェンマイ総領事館、在重慶総領事館、在デンパサール総領事館、在デンバー総領事館、在青島総領事館

○ 平成8年度から21年度の間に廃止された総領事館の業務を引き継いだ総領事館

在シカゴ総領事館（旧在カンザスシティ総領事館）

○ 平成8年度から21年度の間に総領事館の廃止に伴い設置された出張駐在官事務所

在ラスパルマス出張駐在官事務所、在マカッサル出張駐在官事務所、在アンカレジ出張駐在官事務所、在ポルトアレグレ出張駐在官事務所、在レシフェ出張駐在官事務所

○ 上記のほか管轄地域内の在留邦人数が比較的多い(2,000人以上)出張駐在官事務所

在大連出張駐在官事務所、在リヨン出張駐在官事務所、在サンタクルス出張駐在官事務所、在ケアンズ出張駐在官事務所、在クライストチャーチ出張駐在官事務所

計41公館

(注) 下線の在外公館は、当省職員が実地調査した在外公館・事務所を示す。